

新潟市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・生活サポート）  
事務マニュアル【2019年4月版】

新潟市障がい福祉課

**I. 移動支援**

**1. 対象者**

(1) 視覚障がい者（児）

身体障がい者手帳の障害程度等級表の「視覚障害」が1級または2級の者

(2) 全身性障がい者（児）

身体障がい者手帳の障害程度等級表の「肢体不自由」が1級の者（肢体不自由の中で各障がい重複し、上位等級に認定され1級である者を含む）または難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める対象疾病に罹患している者）で、かつ、両下肢および両上肢のいずれにも障がい認められる者またはこれに準ずる者。具体的には以下の者。

- ① 以下の a～d のいずれかであり、かつ、両下肢および両上肢のいずれにも障がい（※1）が認められる者
  - a 肢体不自由1級の者
  - b 上下肢不自由1級の者
  - c 脳原性運動機能障害1級の者
  - d 難病患者等
- ② 「これに準ずる者」とは、1級には該当していない（※2）が、医師意見書または診断書により、下記の障がいを有すると認められる者であって、外出時に車いす（電動・手動を問わない）を常用（※3）している者。
  - ・ 両下肢または体幹、かつ、左右の上肢の両方またはいずれか一方に機能障がいがある、肢体不自由者または難病患者等

※1：脳原性運動機能障害の場合、個別等級は「上肢機能」と「移動機能」であり、「下肢不自由」という記載はされないが、「移動機能」も下肢・体幹機能を示すものであるため、「下肢不自由」の記載がないことのみをもって対象外と判断しないこと。

また、「筋力の低下」のみをもって、障がいと判断しないこと。（重度障害者等包括支援や重度訪問介護の支給決定基準とは異なることに留意）

※2：身体障がい者手帳を更新していない者を含む。

※3：補装具費（介護保険上の福祉用具貸与や労災関係、社会保険制度による支

給を含む)として車いすが支給されている者。

(3) 知的障がい者(児)

以下のいずれかの者であって、日常生活の状況票「4 移動の支援に関する領域」の「(2) 趣味」または「(3) 社会的活動」の項目において、「b 一部介助を要する」または「c できない」に該当する者。

- ① 療育手帳を有する者
- ② 知的障害者更生相談所(18歳以上)又は児童相談所(18歳未満)に知的障がいを有することが認められた者

(4) 精神障がい者(児) ※発達障がい者(児)を含む

以下のいずれかの証書等を有する者であって、日常生活の状況票「4 移動の支援に関する領域」の「(2) 趣味」または「(3) 社会的活動」の項目において、「b 一部介助を要する」または「c できない」に該当する者。

- ① 精神障がい者保健福祉手帳
- ② 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)
- ③ 精神障がいを事由とする特別障がい給付金を現に受けていることを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)
- ⑤ 医師の診断書(国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること) ※発達障がいの診断書でも認める。

## 2. 対象となる外出

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出
- ・ 余暇活動等社会参加のための外出

(通学・通所の取扱い)

- ・ 通学及び通所については、やむを得ない場合は週3日までの利用について認める。
- ・ 保護者の出産、病気などによるもの又は訓練のための利用によるもので一時的な利用は概ね3か月間に限り週3日を超える利用を認める。

※通学・通所での利用希望がある場合には、やむを得ないと認められる状況及び必要な日数を、日常生活の状況票「4 移動の支援に関する領域」の「(3) 社会的活動」の特記事項に記載すること。

(宿泊を伴う旅行の取扱い)

- ・ 1泊以上の旅行については、事業者が応諾する場合のみ利用できる。ただし、宿泊場所（ホテル等）の室内における介助については対象とならない。

### 3. 対象とならない外出

- ・ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出（週1日だとしても不可。勤務時間中の業務利用は一切認めない。）
- ・ 通年かつ長期に渡る外出
- ・ 違法性のある用務、公序良俗に反する用務に係る外出
- ・ 公的サービスの利用として社会通念上適当でない外出（飲酒を伴う外出（冠婚葬祭を除く）や賭博性の強い娯楽に関する外出（例：パチンコ、競馬、競輪など）

### 4. グループ支援の取扱い

- ・ グループ支援を行った場合は、一人当たりの単価を個別支援型の70%の単価とし、移動支援サービスコード表のとおり請求することとする。
- ・ なお、1回の支援人数は、原則、ヘルパー1人当たり利用者3人までとする。

### 5. 支給時間の上限

支給時間の上限は下表のとおりとする。（※）

	通常	2人介護可の場合
障がい者	40時間	80時間
障がい児	30時間	60時間

《月により利用希望時間に大きな変動がある場合》

- ・ 利用者の要望等により月による利用時間に大きな変動（増減）がある場合には、年間の一月あたりの平均実利用時間が支給時間の上限を超えないよう区が個別に管理することで、これを超える支給決定を可とする（利用者への説明必須）。ただし、更新の都度、上限を超える支給決定の必要性を判断すること。
- ・ ここで言う年間とは、支給決定期間の1年を基本とし、支給決定期間が1年に満たない場合には、その期間における一月平均とする。
- ・ 利用時間の大きな変動とは、上限時間のおおむね2倍程度以上の変動を想定しており、基本的には上限時間内での支給決定とすること。
- ・ 毎月の利用実績（実利用時間）確認において、明らかに調整できない利用時間

となっている場合等には、原則通りの支給時間に戻す等の対応を講ずること。

※平成30年3月31日時点で既に上限時間を超える支給決定を受けている者については、更新の都度、支給時間の精査（他のサービスの利用について、確認・検討する等を含む）を行った上で、必要と認められる場合には上限を超える利用の継続を可とする。

## 6. 平均利用時間（参考）

- ・ 平均的な利用時間は次のとおり。これは平成28年度における平均的な月利用時間であるので、支給決定に当たり一般的な利用状況を勘案する際に参考にされたい。
- ・ なお、これは平均的な値を参考として示しているものであるもので、必要と認められる場合は、これによらず上限時間の範囲内で支給決定が可能。

障がい種別	時間
視覚障がい者	10時間
全身性障がい者	13時間
知的障がい者	7時間
精神障がい者	5時間
障がい児	7時間

※平成28年度の障がい種別ごとの利用実績について、時間数の多い者と少ない者をそれぞれ10%ずつ除外し、残った者（中央80%の者）の月平均利用時間。端数は1時間単位で切り上げている。

- ・ なお、支給決定は、週単位で必要な支給時間を算出しこれを5倍することにより月単位に換算する。
- ・ 具体的な支援内容を想定せず、予備的に支給決定する場合は、月8時間を支給決定する。

## 7. 障害福祉サービスとの関係

- ・ 障害福祉サービスによる支援が受けられる場合は、障害福祉サービスが優先する。具体的な適用関係は以下のとおり。

サービス	適用関係
通院等介助	通院、官公署、相談支援事業者への移動介助のみの場合は、通院等介助で対応する。ただし、買い物等他の用件も併せて行う場合は、移動支援で行う。

重度訪問介護	重度訪問介護の支給決定を受けている場合は、原則移動介護加算で対応する。ただし、通学・通所に利用する場合はこの限りでない。
同行援護	同行援護の支給決定を受けられる場合は、原則同行援護で対応する。ただし、通学・通所に利用する場合はこの限りでない。また、提供事業所が限られるなどの理由で必要がある場合は移動支援事業の支給決定を行っても差し支えない。
行動援護	行動援護の支給決定を受けられる場合は、原則行動援護で対応する。ただし、通学・通所に利用する場合はこの限りでない。また、提供事業所が限られるなどの理由で必要がある場合は移動支援事業の支給決定を行っても差し支えない。

## 8. 従事者要件

- ・ 移動支援事業に従事できる者は以下のとおりとする。

対象者	従事できる者
視覚障がい者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修視覚障がい者(児)課程修了者</li> <li>・ 移動介護従事者養成研修視覚障がい者課程修了者(支援費)</li> <li>・ 同行援護従業者養成研修一般(応用)課程修了者</li> <li>・ 上記に準じる事業所内研修修了者</li> </ul>
全身性障がい者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修全身性障がい者(児)課程修了者</li> <li>・ 移動介護従事者養成研修全身性障がい者課程修了者(支援費)</li> <li>・ 日常生活支援従業者養成研修修了者(支援費)</li> <li>・ 重度訪問介護従事者研修修了者</li> <li>・ 上記に準じる事業所内研修修了者</li> </ul>
知的障がい者 (児) 精神障がい者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)課程修了者</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 居宅介護職員初任者研修修了者</li> <li>・ 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者</li> <li>・ 介護職員初任者研修修了者</li> <li>・ 介護職員基礎研修修了者</li> <li>・ 実務者研修修了者</li> <li>・ ホームヘルパー1～3級</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師、准看護師</li> <li>・ 精神障がい者ホームヘルパー養成研修（支援費）修了者</li> <li>・ 行動援護従業者養成研修修了者</li> <li>・ 上記に準じる事業所内研修修了者</li> </ul>
--	--

## 9. 身体介護を伴う・伴わないの区別

- ・ 全身性障がい者（児）については、「身体介護を伴う」で決定する。
- ・ 全身性障がい者（児）以外については、日常生活の状況票の勘案項目のうち、以下の項目でいずれか1つでも「一部介助を要する」又は「できない」があれば「身体介護を伴う」で決定する。

項目	本人の状況	日常生活の状況票における項目
・ 移乗行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (2)
・ 衣服着脱	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (3)
・ 整容	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (4)
・ 食事行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (5)
・ 排泄行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (6)
・ その他介護	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	2 (11)

※ (4) 整容の「つめ切り」のみが「一部介助を要する」又は「できない」の場合は除く。

※ (3) 衣服着脱及び(4) 整容を除く各項目について、自宅では一人でできるが外出時には介助を要する等の場合は、外出時の状況をもって本人の状況とすること。

## 10. 請求関係

- ・ 具体的な請求上の算定については、障害福祉サービスに準じる。
- ・ 移動支援事業については、1回の支援時間が20分未満である場合でも、30分未満の単価で算定できることとする。

(参考) 請求単位が異なる時間帯を跨ぐ場合は、次のとおり取り扱う。

※ 30分を1単位として時間帯を算定するが、そのうち多くの時間が属する時間帯で算定する。なお、17:45～18:15など15分ずつの場合は、開始時刻が属する時間帯で算定する。(この場合は日中。)

### ★請求事務様式等

⇒新潟市ホームページ

(<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/yoshikisyu/jigyousyamuke/seikyuu jimu.html>)

新潟市トップページ>健康・医療・福祉>障がい福祉>障がい福祉に関する様式集>事業者向け様式集>請求事務様式等

### ★サービスコード表及び算定事例集

⇒新潟市ホームページ

(<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/yoshikisyu/jigyousyamuke/tiikiseikatsusien/sa-bisuko-do.html>)

新潟市トップページ>健康・医療・福祉>障がい福祉>障がい福祉に関する様式集>事業者向け様式集>地域生活支援事業>サービスコード表

## 11. その他の留意事項

- ・ プールにおける移動支援は、身体の機能回復や情緒の安定などを目的として利用する際に、当該施設に指導員などの配置が十分に認められない場合について、ガイドヘルパーのプール内での介助を認めている。
- ・ 通院時の院内における介助についても必要に応じて算定できる。※ただし、通院のみでの利用は障害福祉サービスの「通院等介助」を優先させる。
- ・ ガイドヘルパーが事業所等の車を運転して利用者を移送する場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要となる。なお、ガイドヘルパーが車を運転している間は移動支援に係るサービス費用の算定ができない。

## Ⅱ. 日中一時支援

### 1. 区分判定

(1) 身体障がい者（児）

#### ①調査項目

日常生活動作等	(ア) 列		(イ) 列		(ウ) 列	
ア 食 事	できない	2	一部介助を要する	1	1人でできる	0
イ 排 泄	〃	2	〃	1	〃	0
ウ 入 浴	〃	2	〃	1	〃	0
エ 移 動	〃	2	〃	1	〃	0
オ 重複障害	—	—	あり	3	なし	0

※重複障がいは、肢体不自由と視覚1級又は聴覚2級又は音声機能・言語機能3級を併せ持つ者。

#### ②区分

合計点数	2点以下	3点以上5点以下	6点以上
区 分	区分1	区分2	区分3

(2) 知的障がい者（児）・精神障がい者（児）

#### ①調査項目

日常生活動作等	(ア) 列		(イ) 列		(ウ) 列	
ア 食 事	できない	2	一部介助を要する	1	1人でできる	0
イ 排 泄	〃	2	〃	1	〃	0
ウ 入 浴	〃	2	〃	1	〃	0
エ 移 動	〃	2	〃	1	〃	0
オ 行動障がい	ほぼ毎日	6	おおむね週2～3	3	左記以外	0

※行動障がいは、「強いこだわり・・・」「睡眠障がい・・・」「自傷行為・・・」の3項目（（児）においては、「気分が憂鬱・・・」「再三の手洗い・・・」「他者と交流・・・」「学習障がいの・・・」を含めた7項目）のうち、最も頻度の高い項目で判断する。

## ②区分

合計点数	2点以下	3点以上5点以下	6点以上
区分	区分1	区分2	区分3

## 2. 重症心身障がい者（児）の取扱い

①と②の要件を満たせば重心として取り扱います。

①肢体不自由1、2級又は脳原性運動機能障害1、2級

②療育A

※ただし、療育手帳不所持者の場合は、児童相談所の判定を受けることとなります。

## 3. その他留意事項

- ・利用の見込がなく、急な利用のために申請をする場合については、月7日で支給決定してください。
- ・障害支援区分非該当者については宿泊についてもサービスを提供します。（短期入所併設型日中一時事業所のみ）

## **Ⅲ. 生活サポート**

### 1. 対象者

障害支援区分非該当者で、日常生活に関する支援・家事に対する支援が必要な方。  
(難病患者等は対象外)

### 2. 算定について

居宅介護（身体介護・家事援助中心）と考え方は同じです。

### 3. 留意事項

あくまで支援区分非該当者に対するサービスですので、新規の対象者の場合、区分認定結果（非該当）が出るまでは、支給できません。